

# 提出案件に係る事前説明資料

令和4年（2022年）11月24日（木）  
11月定例会本会議（第1日目）提案分

## 1 案件名

報告第28号 損害賠償額の決定に関する専決処分について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

消防長 笹野 光則

## 3 説明内容

放水訓練中に損害賠償を伴います事故が発生し、専決処分をさせていただきましたので、その御報告を申し上げますのでございます。

このような御報告を申し上げますことにつきまして、誠に申し訳なく存じております。議案書19ページ。

専決処分年月日は本年11月4日、損害賠償額は34万500円、賠償の相手方は吹田市垂水町3丁目34番15号の株式会社マックマシンツールでございます。

事故の概要でございますが、本年4月24日から6月6日までの間、西消防署におきまして放水訓練を行っていましたところ、飛散した水及び砂並びに風であおられた防水シートが、同署北側の駐車場に駐車中の相手方法人所有の普通乗用車の後部に当たり、同車が損傷したものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、一般財団法人全国消防協会の消防業務賠償責任保険から全額給付されるものでございます。

事故後、本件の訓練内容を検証し、再発防止に努めますとともに、訓練中の安全管理の徹底を図るよう職員に注意喚起してまいりました。

今後とも、業務執行上の安全管理につきましては、なお一層の注意を払い、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

## 1 案件名

報告第29号 損害賠償額の決定に関する専決処分について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

消防長 笹野 光則

## 3 説明内容

消防隊による救急隊支援活動中に損害賠償を伴います事故が発生し、専決処分をさせていただきますので、その御報告を申し上げますのでございます。

このような御報告を申し上げますことにつきまして、誠に申し訳なく存じております。議案書21ページ。

専決処分年月日は本年11月4日、損害賠償額は2万9,480円でございます。

事故の概要でございますが、本年8月23日午後6時21分頃、桃山台駅西側付近の吹田市桃山台5丁目2番2号のアザール桃山台において、意識障害事案に伴う救急隊支援のため出動した消防隊員が指令場所へ向かっていたところ、前方から歩いてきた相手方個人と衝突し、同人が負傷したものです。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、一般財団法人全国消防協会の消防業務賠償責任保険から全額給付されるものでございます。

事故後、本件の活動内容を検証し、再発防止に努めますとともに、現場活動時の安全管理の徹底を図るよう職員に注意喚起してまいりました。

今後とも、業務執行上の安全管理につきましては、なお一層の注意を払い、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

## 1 案件名

議案第110号 吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

市民部長 高田 徳也

## 3 説明内容

議案書23ページ。

本案は、社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大への対応、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が改正されたことに伴い、法の範囲内で地方公共団体に許容されている、必要最小限の独自の措置事項を条例として定めるものでございます。

条例案の内容でございますが、まず第1条は、この条例の趣旨について定めるものでございます。

第2条は、この条例で用います用語の定義は法の例によることと定めるものでございます。

第3条は、開示決定等の期限及び期限の延長について、現行の吹田市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）と同じ日数と定めるものでございます。

第4条は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため期限の延長を行ったとしても、当該期限内に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合に、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき、開示決定等をするべき期限を29日以内と定めるものでございます。

第5条は、保有個人情報の開示に係る写しの交付及び送付に要する費用の負担について定めるものでございます。

第6条は、開示請求に係る手数料の額をゼロ円とすることについて定めるものでございます。

議案書24ページに掛けての第7条は、訂正請求の対象を開示決定に基づき、開示を受けた保有個人情報に限定しないことについて定めるものでございます。

第8条は、訂正請求の手続について、前条の規定に伴い、法の読替規定を定めるものでございます。

第9条は、訂正決定等の期限及び期限の延長について、現行条例と同じ日数と定めるものでございます。

第10条は、利用停止請求の対象を開示決定に基づき、開示を受けた保有個人情報に限定しないことについて定めるものでございます。

第11条は、利用停止請求の手続について、前条の規定に伴い、法の読替規定を定めるものでございます。

第12条は、利用停止決定等の期限及び期限の延長について、現行条例と同じ日数と定めるものでございます。

第13条は、保有個人情報の開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求があったとき、諮問を受ける吹田市情報公開・個人情報保護審査会が、公正な審議を確保するための調査権限について定めるものでございます。

議案書25ページ。

第14条は、審査会が行う審査請求に係る調査審議は、非開示決定がされた保有個人情報も必要に応じて実際に見分して行うため、その調査審議の手続は公開しないことを定めるものでございます。

第15条は、個人情報保護審議会の設置及び諮問事項等について定めるものでございます。

第16条は、毎年度1回、運用状況をまとめ、公表することを定めるものでございます。

第17条は、委任規定でございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は、この条例の施行期日を令和5年(2023年)4月1日と定めるものでございます。

附則第2項は、吹田市個人情報保護条例を廃止することについて定めるものでございます。

議案書27ページに掛けての附則第3項から附則第12項までは、吹田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について定めるものでございます。

附則第13項から議案書28ページに掛けての附則第16項までは、吹田市情報公開条例、吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例、吹田市個人番号の利用等に関する条例及び吹田市行政不服審査法施行条例について、吹田市個人情報保護条例の廃止等に伴う規定整備を行うものでございます。

なお、議案参考資料5ページに吹田市情報公開条例の現行・改正案対照表を、6ページ及び7ページに吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例の現行・改正案対照表を、8ページに吹田市個人番号の利用等に関する条例の現行・改正案対照表を、9ページに吹田市行政不服審査法施行条例の現行・改正案対照表を、11ページ及び12ページに吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてにより条例制定の概要を、13ページから15ページに個人情報保護審議会への諮問関係資料を、16ページに審議会からの答申書をそれぞれお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第111号 吹田市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

## 3 説明内容

議案書29ページ。

本案は、令和5年（2023年）1月から起案文書に電子決裁を導入することに伴い、規則等の公布の手続の見直しを行い、事務の効率化を図るために、規則等の公布に際し市長等の署名を要しないこととするものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料17ページ。

改正案の第1条及び第2条の改正につきましては、公告式条例の趣旨規定の追加及び条例の公布に関する規定の文言の整備を行うものでございます。

現行第3条の改正につきましては、地方自治法に同じ内容の規定があるため削除するものでございます。

改正案の第3条につきましては、本市の機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するもの並びに告示及び公告に関する公布又は公表の方法について、代表者の署名を不要とするとともに、文言の整備を行うものでございます。

改正案の第4条につきましては、委任規定を追加するものでございます。

現行第5条の改正につきましては、改正案の第3条で規定する内容であるため削除するものでございます。

議案書30ページ。

附則でございますが、この条例は令和5年1月1日から施行することといたしております。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料19ページに吹田市公告式条例の一部改正についてをお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第112号 吹田市議会議員及び吹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

## 3 説明内容

議案書31ページ。

本案につきましては、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における選挙運動の公費負担に係る単価等について、最近における物価の変動分を引き上げる改定が行われたことに伴い、その改正内容に準じ、吹田市議会議員及び吹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に係る単価等につきましても、同様の改定を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料21ページ。

第4条第2号の改正につきましては、同号アの選挙運動用自動車の借入費に係る単価の限度額を1日につき1万5,800円から1万6,100円に、同号イの燃料費に係る単価を1日につき7,560円から7,700円にそれぞれ改定するものでございます。

第6条及び22ページの第8条の改正につきましては、選挙運動用ビラの印刷費に係る単価の限度額を1枚につき7円51銭から7円73銭に改定するものでございます。

第9条の改正につきましては、選挙運動用ポスターの作成について、印刷費に係る単価を1枚につき525円6銭から541円31銭に、企画費に係る単価を31万500円から31万6,250円にそれぞれ改定するものでございます。

議案書31ページ。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙について適用することといたしております。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料23ページに吹田市議会議員及び吹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを告示いたしております。

## 1 案件名

議案第113号 吹田市農業委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

都市魅力部長 井田 一雄

## 3 説明内容

議案書33ページ。

本案は、令和5年（2023年）7月20日付けで3年に1回の農業委員会の委員の改選が行われるに当たり、本市の農地の状況や都市農業の現状と課題を踏まえ、さらには近隣市の状況等を総合的に判断し、農業委員会の委員の定数を、現行の22人から6人減員し、16人とするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和5年7月20日から施行することといたしております。

なお、議案参考資料25ページに本条例の現行・改正案対照表を、27ページに吹田市農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正の概要をお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第114号 吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

環境部長 道澤 宏行

## 3 説明内容

議案書35ページ。

本案は、返骨を伴う動物の火葬を開始するに当たり、新たにその手数料を定めるものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料29ページ。

別表の改正につきましては、犬、猫その他の小動物の返骨を伴う火葬に係る手数料について、1体につき2万1,000円と定めるものでございます。

議案書35ページ。

附則でございますが、この条例は令和5年（2023年）4月1日から施行することといたしております。

なお、議案参考資料31ページに吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についてをお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第115号 吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

土木部長 船木 充善

## 3 説明内容

議案書37ページ。

本案は、令和3年度（2021年度）の固定資産税評価額（以下「評価額」といいます。）に基づき、道路占用料を改定するものでございます。評価額に基づき算定した道路占用料が現在の道路占用料の最大で1.96倍となりますことから、急激な負担増加を避けるため令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）に掛けて段階的な改定を行うものでございます。なお、各道路占用料の額に応じて100円未満、10円未満又は1円未満の端数につきましては四捨五入により切捨て又は切上げを行っております。

改正案の内容につきましては、議案参考資料33ページ。

まず、33ページから37ページまでの第1条関係の別表の改正でございますが、令和5年（2023年）4月1日以後の占用に係る道路占用料を改定するとともに、所要の規定整備を行うものでございます。この改定により、令和4年度（2022年度）と比較して、最大で約23%の引上げ改定となるものでございます。

次に、38ページから41ページまでの第2条関係の別表の改正でございますが、令和6年（2024年）4月1日以後の占用に係る道路占用料を改定するものでございます。この改定により、令和5年度と比較して最大で約22%、令和4年度と比較して最大で約46%の引上げ改定となるものでございます。

次に、42ページから44ページまでの第3条関係の別表の改正でございますが、令和7年（2025年）4月1日以後の占用に係る道路占用料を改定するものでございます。この改定により、令和6年度（2024年度）と比較して最大で約21%、令和4年度と比較して最大で約76%の引上げ改定となるものでございます。

議案書41ページ。

附則でございますが、この条例の施行期日及び適用に係る経過措置を定めるものでございます。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料45ページに吹田市道路占用料徴収条例の一部改正についてをお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第116号 吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

土木部長 船木 充善

## 3 説明内容

議案書43ページ。

本案は、議案第115号による道路占用料の改定に準じ、公園の占用の許可に係る使用料を改定するものでございます。道路占用料の改定と同様に、急激な負担増加を避けるため、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）に掛けて段階的な改定を行うものでございます。なお、各使用料の額に応じて100円未満、10円未満又は1円未満の端数につきましては、四捨五入により切捨て又は切上げを行っております。

改正案の内容につきましては、議案参考資料49ページ。

まず、49ページから51ページまでの第1条関係の別表第3の改正でございますが、令和5年（2023年）4月1日以後の占用に係る使用料を改定するものでございます。この改定により、令和4年度（2022年度）と比較して最大で約23%の引上げ改定となるものでございます。

次に、52ページ及び53ページの第2条関係の別表第3の改正でございますが、令和6年（2024年）4月1日以後の占用に係る使用料を改定するものでございます。この改定により、令和5年度と比較して最大で約22%、令和4年度と比較して最大で約46%の引上げ改定となるものでございます。

次に、54ページ及び55ページの第3条関係の別表第3の改正でございますが、令和7年（2025年）4月1日以後の占用に係る使用料を改定するものでございます。この改定により、令和6年度（2024年度）と比較して最大で約21%、令和4年度と比較して最大で約76%の引上げ改定となるものでございます。

議案書45ページ。

附則でございますが、この条例の施行期日及び適用に係る経過措置を定めるものでございます。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料57ページに吹田市都市公園条例の一部改正についてをお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第117号 吹田市立博物館条例及び吹田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

地域教育部長 道場 久明

## 3 説明内容

議案書47ページ。

本案は、博物館法の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料59ページ。

まず、第1条関係、吹田市立博物館条例の第10条第1項の改正につきましては、引用しております博物館法の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

次に、60ページの第2条関係、吹田市旅館業法施行条例の第7条第1項第2号の改正につきましても、引用しております博物館法の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

議案書47ページ。

附則でございますが、この条例は令和5年（2023年）4月1日から施行することといたしております。

## 1 案件名

議案第118号 吹田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

消防長 笹野 光則

## 3 説明内容

議案書49ページ。

本案は、第2条第9号に規定しております消防職員の定数を、現行の369人から15人増員し、384人とするものでございます。

この15人の増員につきましては、近年の救急隊の出動件数の増加及び今後見込まれる救急需要の増加に対応するため、救急隊1隊の増隊に必要な人員10人を増員するほか、職員が育児休業等を長期に取得する際に、当該職場の状況を勘案し必要に応じて職員を配置することができるように設定する定数として、予備定数を5人とするものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和5年（2023年）4月1日と定めるものでございます。

なお、議案参考資料61ページに本条例の現行・改正案対照表を、63ページから65ページに改正の趣旨等をお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第119号 消火活動中の事故に係る損害賠償額の決定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

消防長 笹野 光則

## 3 説明内容

このような御提案を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じております。  
議案書51ページ。

本案は、消火活動中に損害賠償を伴います事故が発生し、その損害賠償額を決定しようとするものでございまして、損害賠償額は90万2,600円、賠償の相手方は本件事故により損害を受けた個人でございます。

議案参考資料67ページ。

事故の概要でございますが、本年5月30日午後2時5分頃、千里新田こども園西側付近の吹田市春日1丁目10番先の市道におきまして、建物火災の消火活動中に使用していたホースが破裂し、その衝撃で弾んだホースが歩行中の相手方個人に当たり、同人が負傷されたものでございます。

この事故によりまして、相手方は右手大菱形骨の剥離骨折、左膝関節の打撲及び擦過傷に対する11回の通院治療を行い、本年9月17日をもって治療を終了されています。

示談の内容といたしましては、治療費、通院交通費及び慰謝料といたしまして、損害総額90万2,600円の全額を本市の損害賠償額とするものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額給付されるものでございます。

事故後、本件の活動内容を検証し、再発防止に努めますとともに、現場活動時の安全管理の徹底を図るよう職員に注意喚起してまいりました。

今後とも、業務執行上の安全管理につきましては、なお一層の注意を払い、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

## 1 案件名

議案第120号 吹田市立勤労者会館の指定管理者の指定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

都市魅力部長 井田 一雄

## 3 説明内容

議案書53ページ。

吹田市立勤労者会館の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び吹田市立勤労者会館条例第12条の規定に基づき、その管理に係る業務を行う指定管理者を指定するものでございます。

公の施設の名称は、吹田市立勤労者会館でございます。

指定管理者候補者は、吹田まちづくりパートナーズでございます。

指定の期間は、令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までの5年間でございます。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年7月27日から募集要項等を配布し、8月24日から9月7日までを受付期間とし、公募を実施いたしました。

その後、応募のありました1団体を対象に、学識経験者等で構成する選定委員会を9月28日に開催し、その選定結果を踏まえまして、指定管理者を指定しようとするものでございます。

なお、議案参考資料69ページから74ページまでに、指定管理者候補者の団体概要、候補者選定の概要をお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第121号 吹田市立スポーツグラウンドの指定管理者の指定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

都市魅力部長 井田 一雄

## 3 説明内容

議案書55ページ。

吹田市立スポーツグラウンドの指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び吹田市立スポーツグラウンド条例第10条の規定に基づき、その管理に係る業務を行う指定管理者を指定するものでございます。

公の施設の名称は、吹田市立中の島スポーツグラウンド、吹田市立桃山台スポーツグラウンド、吹田市立高野台スポーツグラウンド、吹田市立山田スポーツグラウンド及び吹田市立南正雀スポーツグラウンドでございます。

指定管理者候補者は、すいたグリーンパートナーズでございます。

指定の期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間でございます。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年7月8日から募集要項等を配布し、同日から8月8日までを受付期間とし、公募を実施いたしました。

その後、応募のありました1団体を対象に、学識経験者等で構成する選定委員会を9月7日に開催し、その選定結果を踏まえまして、指定管理者を指定しようとするものでございます。

なお、議案参考資料75ページから79ページまでに、指定管理者候補者の団体概要、候補者選定の概要をお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第122号 吹田市民体育館の指定管理者の指定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

都市魅力部長 井田 一雄

## 3 説明内容

議案書57ページ。

吹田市民体育館の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び吹田市民体育館条例第11条の規定に基づき、その管理に係る業務を行う指定管理者を指定するものでございます。

公の施設の名称は、吹田市立片山市民体育館、吹田市立北千里市民体育館、吹田市立山田市民体育館、吹田市立南吹田市民体育館及び吹田市立目俵市民体育館でございます。

指定管理者候補者は、すいたスポーツコミュニティ創造パートナーズでございます。

指定の期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間でございます。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年7月8日から募集要項等を配布し、同日から8月8日までを受付期間とし、公募を実施いたしました。

その後、応募のありました2団体を対象に、学識経験者等で構成する選定委員会を9月7日に開催し、その選定結果を踏まえまして、指定管理者を指定しようとするものでございます。

なお、議案参考資料81ページから87ページまでに、指定管理者候補者の団体概要、候補者選定の概要をお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第123号 吹田市立障害者支援交流センターの指定管理者の指定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

福祉部長 大山 達也

## 3 説明内容

議案書59ページ。

本案は、地方自治法第244条の2第3項及び吹田市立障害者支援交流センター条例第4条の規定に基づき、吹田市立障害者支援交流センターにおいて、生活介護事業、短期入所事業、市民相互の交流を図ることを目的とした一般開放事業及び施設の維持管理業務等を行う指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、本年4月22日から募集要項を配布し、7月4日から8月5日までを申請書の提出期間とし、公募を実施いたしました。

応募のありました2団体を対象として、9月6日に開催いたしました指定管理者候補者選定委員会の結果を踏まえまして、指定管理者を指定しようとするものでございます。

公の施設の名称は、吹田市立障害者支援交流センターでございます。

指定管理者として指定しようとする者は、社会福祉法人さつき福祉会でございます。指定の期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和15年（2033年）3月31日までの10年間でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料89ページから96ページに、指定管理者候補者の概要及び候補者選定の概要をお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第124号 吹田市立やすらぎ苑の指定管理者の指定について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

環境部長 道澤 宏行

## 3 説明内容

議案書61ページ。

本案は、地方自治法第244条の2第3項及び吹田市立やすらぎ苑条例第11条の規定に基づき、その管理に係る業務を行う指定管理者を指定するものでございます。

本年8月8日から募集要項等を配布し、同日から9月12日までを申請期間とし、公募を実施いたしました。応募のありました2団体を対象といたしまして、10月5日に開催をいたしました学識経験者等から成る選定委員会の結果を踏まえ、指定管理者を指定させていただくものでございます。

議案の概要でございますが、施設の名称は、吹田市立やすらぎ苑、指定管理者として指定しようとする者は、すいた斎苑管理グループでございます。

指定期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まででございます。

なお、議案参考資料97ページに吹田市立やすらぎ苑の指定管理者候補者団体概要をお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第125号 大阪府都市競艇企業団規約の一部変更に関する協議について

## 2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

## 3 説明内容

議案書63ページ。

本案は、地方自治法第286条第2項の規定により、大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更することについて、関係市と協議を行う必要がございますことから、地方自治法第290条の規定に基づき提案するものでございます。

大阪府都市競艇企業団は、本市を含む府内16市の自主財源の確保を目的とする収益事業として、モーターボート競走法の規定によるモーターボート競走の開催及びこれに付随する事務を行うために設立された、地方自治法第284条に基づく一部事務組合でございます。

近年、モーターボート競走におきましては、一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会等の中央団体の主導により、ボートレースのイメージアップを図る取組として、競艇の呼び方をボートレースに変更することが進められております。

このような中、同企業団におきましても、中央団体の方針及び他団体の状況を踏まえ、令和5年度（2023年度）から企業団の名称を大阪府都市ボートレース企業団に改めようとしております。

議案参考資料105ページ。

同規約の変更案の内容でございますが、企業団の名称を変更することに伴い、題名を大阪府都市競艇企業団規約から大阪府都市ボートレース企業団規約に改めるとともに、第1条及び第2条中大阪府都市競艇企業団とございますものを、大阪府都市ボートレース企業団に改めるものでございます。

議案書63ページ。

附則でございますが、この規約は令和5年（2023年）4月1日から施行することといたしております。

## 1 案件名

議案第126号 令和4年度吹田市一般会計補正予算（第11号）

## 2 担当説明員（役職・氏名）

行政経営部長 今峰 みちの

## 3 説明内容

議案書65ページ。

今回の歳入歳出予算の補正は、8億365万6,000円を追加し、補正後の総額を1,606億7,050万円とするものでございます。

67ページ。

歳出につきましては、第2款 総務費、第1項 総務管理費で5,350万円の追加は、原料費・燃料費の高騰等に伴う電気料金等でございます。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費で137万4,000円の追加は、原料費・燃料費の高騰等に伴う電気料金、第2項 児童福祉費で1億6,403万3,000円の追加は、過年度国庫支出金返還金及び原料費・燃料費の高騰等に伴う電気料金でございます。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費で8,309万5,000円の追加は、4市2町による豊能広域こども急病センターに対する運営費負担金、医療機関等に対する物価高騰に係る応援金の支給、過年度国庫支出金返還金及び原料費・燃料費の高騰等に伴う電気料金、第2項 清掃費で1億1,818万9,000円の追加は、原料費・燃料費の高騰等に伴う電気料金等でございます。

第8款 土木費、第1項 土木管理費で208万6,000円、第2項 道路橋梁費で616万5,000円、第4項 土木整備費で1,862万円、第5項 都市計画費で3,804万8,000円の追加は、それぞれ原料費・燃料費の高騰等に伴う電気料金等でございます。

第9款、第1項 消防費で2,033万円の追加は、原料費・燃料費の高騰等に伴う電気料金でございます。

第10款 教育費、第1項 教育総務費で134万5,000円の追加は、原料費・燃料費の高騰等に伴う電気料金、第2項 小学校費で1億8,759万9,000円、第3項 中学校費で6,829万9千円の追加は、それぞれ屋内運動場の空調設備整備業務委託に係る事業者選定委員会委員報酬及び原料費・燃料費の高騰等に伴う電気料金、第4項 幼稚園費で57万2,000円、第5項 社会教育費で4,040万1,000円の追加は、それぞれ原料費・燃料費の高騰等に伴う電気料金等でございます。

66ページ。

歳入につきましては、第18款 繰入金、第1項 基金繰入金で8億365万4,000円の追加は、財政調整基金繰入金でございます。

第19款 諸収入、第6項 雑入で2,000円の追加は、雑入でございます。

68ページから69ページ。

第2表 債務負担行為補正でございますが、追加といたしまして、小・中学校ICT機器操作等支援業務、小・中学校屋内運動場空調設備整備事業導入支援業務及び留守家庭児童育成室待機児童居場所確保業務につきまして、それぞれお示しの期間と限度額を追加、変更といたしまして、吹田市議会議員及び市長選挙執行業務、大阪府議会議員選挙執行業務、大阪府知事選挙執行業務及び英語指導助手派遣業務につきまして、それぞれお示しの期間と限度額に変更するものでございます。

なお、議案参考資料107ページから125ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第127号 令和4年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

## 2 担当説明員（役職・氏名）

健康医療部長 梅森 徳晃

## 3 説明内容

議案書95ページ。

今回の歳入歳出予算の補正は、2,394万9,000円を追加し、補正後の総額を、349億5,842万7,000円とするものでございます。

97ページ。

歳出につきましては、第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金で2,394万9,000円の追加は、過年度国庫支出金等返還金でございます。

次に、歳入につきましては、第7款 諸収入、第1項 雑入で2,394万9,000円の追加は、雑入でございます。

## 1 案件名

議案第128号 令和4年度吹田市水道事業会計補正予算（第2号）

## 2 担当説明員（役職・氏名）

水道部長 山村 泰久

## 3 説明内容

議案書103ページ。

今回の補正は、まず、原料費、燃料費の高騰等の影響により、水道施設における電気料金の予算に不足が生じる見込みとなったことから、当該予算を増額するものでございます。

次に、建設改良事業といたしまして債務負担行為を設定し実施を予定しております、南吹田3丁目ほか導水管布設工事につきまして、淀川表流水取水地点の変更に係る水利使用更新許可の取得に時間を要し、当該工事の発注時期の見直しが必要となったことから、本年度執行予定額の減額及び債務負担行為の設定を変更するものでございます。

第1条は本補正予算の総則を定めるものでございます。第2条の収益的収入及び支出並びに第3条の資本的収入及び支出の補正内容につきましては、補正予算実施計画により御説明いたします。

106ページ、107ページ。

収益的収入及び支出の支出の部、第1款 水道事業費用におきまして9,508万9,000円増額し、総額を71億2,748万5,000円に改めるものでございまして、第1項 営業費用の第1目 浄水送水費の動力費において9,508万9,000円増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出の部、第1款 資本的支出におきまして7,483万円減額し、総額を55億1,522万8,000円に改めるものでございまして、第1項 建設改良費の第2目 工事費の工事請負費を7,483万円減額するものでございます。

104ページ。

第4条は債務負担行為の変更でございまして、南吹田3丁目ほか導水管布設工事につきまして、お示しの期間と限度額に改めるものでございます。第5条は予算第10条に定めております利益剰余金の処分額を6,802万7,000千円減額し、9億2,685万5,000円に改めるものでございます。

なお、108ページから110ページにかけては、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書で今回の補正により変更のございますところをお示しいたしております。

また、議案参考資料127ページ、128ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

## 1 案件名

議案第129号 令和4年度吹田市下水道事業会計補正予算（第2号）

## 2 担当説明員（役職・氏名）

下水道部長 柳瀬 浩一

## 3 説明内容

議案書111ページ。

今回の補正は、原料費、燃料費の高騰等の影響により、下水道施設において、電気料金に係る予算の不足が生じる見込みとなったことから、予算の補正を行うものでございます。

まず、第1条は本補正予算の総則を定めるものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入の部、第1款 下水道事業収益で3,005万6,000円を増額し、総額を95億3,810万8,000円に改めるものでございます。

次に、支出の部、第1款 下水道事業費用で9,486万9,000円の追加は、ポンプ場費及び処理場費の動力費をそれぞれ増額して、総額を86億325万円に改めるものでございます。

114ページには予定貸借対照表及び予定キャッシュ・フロー計算書の変更部分を記載しております。

なお、議案参考資料129ページから130ページに本案に係る資料をお示しいたしております。